

ケガの特約 (傷害特約〔がん保険〕)



ご契約のしおり

「ケガの特約」の特長・お支払について

〈特長〉

1. 骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を受けた場合は、「特定損傷給付金」をお支払いします。
2. ケガによる通院をした場合は、通院前の入院の有無にかかわらず、「災害通院給付金」を通算180日までお支払いします。
3. ケガ・感染症により死亡した場合は、「災害死亡保険金」をお支払いします。(本人型・配偶者型のみ)
4. 配偶者型・子型を付加することにより、ご家族も保障します。

ご注意

この冊子でご案内している「ケガの特約」は、災害入院給付金、災害入院一時金、災害手術給付金、障害給付金の保障がありません。また、子型については、災害死亡保険金の保障もありません。

「ケガの特約」の被保険者の型について

- ・「ケガの特約」には、つぎの3種類の被保険者の型があります。ご契約の際に指定してください。
- ・配偶者型は、主契約が家族契約の場合に指定できます。
- ・子型は、主契約が家族契約または「子供特約」(「子供特約〔2000〕」を含みます。以下同じ)の付加された個人契約の場合に指定できます。

被保険者の型	「ケガの特約」の被保険者の範囲
本人型	主契約の主たる被保険者(第1被保険者を含みます。以下同じ。)
配偶者型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者
子型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている生後15日以上満23歳未満の子

●配偶者型について

- ・配偶者型の被保険者には、主契約の主たる被保険者が死亡した時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者と記載されていた方を含みます。(ただし、その時以降再婚された方を除きます。)

●子型について

- ・お子さまは何人でも保障の対象となります。
- ・ご契約の後に生まれたお子さまについては、生後15日目より自動的に保障を開始します。ただし、養子縁組などにより新たに主契約の主たる被保険者と同一戸籍になったお子さまについては、必ず必要書類（巻末の別表1）をご提出ください。
- ・子型の被保険者には、主契約の主たる被保険者が死亡した時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその子と記載されていた方で、生後15日以上満23歳未満の方を含みます。(ただし、婚姻した方を除きます。)

「ケガの特約」の給付金などのお支払について

- ・給付金などは、つぎのとおりお支払いします。
- ・お支払の対象は、責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガ・感染症です。

〈特定損傷給付金〉

支払事由	保険期間中に、不慮の事故による特定損傷の治療を180日以内に受けたとき
支払額	特定損傷給付金額
支払限度	同一の不慮の事故によるお支払は、1回（特約を継続したすべての保険期間を通じ通算10回）

- ・特定損傷とは、「骨折」、「関節脱臼」、「腱の断裂」を指します。ただし、骨粗しょう症などの疾患による病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼などはお支払の対象にはなりません。(詳しくは、巻末の別表39をご覧ください。)

〈災害通院給付金〉

支払事由	保険期間中に、不慮の事故によるケガによって180日以内に通院をしたとき
支払額	通院1日あたり、災害通院給付金日額
支払限度	同一の不慮の事故による通院について、30日（特約を継続したすべての保険期間を通じ通算180日）

ご注意

「がん保険」の入院給付金が支払われる日については、災害通院給付金はお支払いしません。

〈災害死亡保険金〉

支払事由	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によるケガによって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき
支払額	災害死亡保険金額

* お子さまの保障はありません。

● 受取人について

- ・ 給付金などの受取人は、つぎのとおりです。
- ・ 受取人が未成年の場合には、親権者をご請求ください。

〈給付金〉

被保険者の型	受取人
本人型	支払事由に該当したご本人
配偶者型	支払事由に該当した配偶者
子型	支払事由に該当したお子さま

〈災害死亡保険金〉

被保険者の型	受取人
本人型	主契約の主たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第1被保険者）の死亡保険金受取人
配偶者型	主契約の従たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第2被保険者）のうちの配偶者の死亡保険金受取人

職業に誤りがあった場合

- ・被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、申込書に記載された被保険者のご職業に誤りがあり、かつ、ご契約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低いときには、所定の方法で、給付金額などを改めます。（すでに給付金などの支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金などの支払額を削減します。）

職業変更の通知

- ・被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、ご契約後、被保険者のご職業がつぎの職業・職種分類A（職業・職種2級）または職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社にご連絡ください。

職業・職種分類A (職業・職種2級)	職業・職種分類B
<ul style="list-style-type: none"> ①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く) ②林業(山林現場作業者のみ) ③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者) ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業: 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など) ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線電工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑱その他これらに類する職業 	<ul style="list-style-type: none"> ①爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む) ②競馬・競輪・競艇選手 ③相撲力士、プロレスラー、プロボクサー ④空手家 ⑤登山家 ⑥カーレーサー、オートレーサー ⑦テストドライバー、テストパイロット ⑧サーカス団員 ⑨スタントマン ⑩猛獣取扱者 ⑪その他これらに類する職業

- ・ご契約の際にお引受できるのは、職業・職種分類A、Bに該当しない職業(職業・職種1級)です。
- ・ご契約後、職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当する職業に変更された場合には、当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。ただし、継続後の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。
- ・ご契約後、職業・職種分類Bに該当する職業に変更された場合には、保険期間満了の日に特約は終了します。(特約の継続をお取扱いしません。)

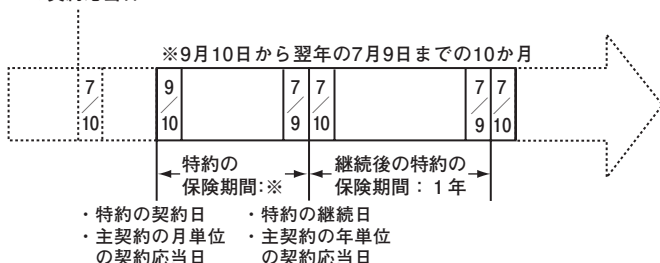
「ケガの特約」の保険期間

- ・主契約と同時にご契約の場合または特約の契約日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合の保険期間は、1年です。
- ・特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日とが異なる場合の保険期間は、つぎのとおりです。

初年度	特約の契約日から主契約の年単位の契約応当日の前日まで
次年度以降	1年

(例) 保険料の払込方法(回数)が月払で、主契約の年単位の契約応当日が7月10日、特約の契約日が9月10日の場合

- ・主契約の年単位の契約応当日



特約の継続

- 特約の継続について
- ・ 当社が承諾した場合(※)に限り、特約の保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。
- ・ つぎのいずれかに該当する場合、特約の継続をお取扱いしません。
 - (1) 継続後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢(子型の場合は主契約の主たる被保険者または第1被保険者の年齢)が70歳をこえるとき
 - (2) 特約の保険料のお払込を免除しているとき(払込免除事由に該当しているとき)
- ※ 以下のような場合には、ご契約後のご請求の状況などにより特約の継続をお取扱いしない場合がございます。

〈特約の継続をお取扱いしない場合の例〉

- ・当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合
- ・受傷状況に照らして、ご通院の日数が多い場合

なお、これらは代表的な事例をあげたものです。認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

●特約の継続をお取扱いできない職業

- ・被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、ご契約（特約の継続）後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が下記の職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社は特約の継続をお取扱いしません。（特約の保険期間満了の日に特約は終了します。）

職業・職種分類B

- ①爆破作業、爆発物取扱者（花火取扱者を含む）
- ②競馬・競輪・競艇選手
- ③相撲力士、プロレスラー、プロボクサー
- ④空手家
- ⑤登山家
- ⑥カーレーサー、オートレーサー
- ⑦テストドライバー、テストパイロット
- ⑧サーカス団員
- ⑨スタントマン
- ⑩猛獣取扱者
- ⑪その他これらに類する職業

ご注意

職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたことについて、当社にご連絡がなかった場合には、給付金などの支払額を9割削減します。

●特約の継続をお取扱いできる職業

- ・被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、被保険者のご職業が、下記の職業・職種1級および職業・職種分類A（職業・職種2級）に該当するときには、当社が承諾した場合に限り、特約の継続をお取扱いします。ただし、職業・職種分類A（職業・職種2級）で特約を継続する場合の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。

職業・職種1級	職業・職種分類A（職業・職種2級）
職業・職種分類A、Bに該当しない職業	<ul style="list-style-type: none"> ①無職（主婦、幼児、学生、年金生活者は除く） ②林業（山林現場作業者のみ） ③漁業（漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者） ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業（ビル窓拭き、高所溶接作業など） ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線電工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑱その他これらに類する職業

●特約の継続後の職業変更の通知

- ・被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、特約の継続後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が変更されたとき（職業・職種分類が変更された場合に限ります。）には、当社にご連絡ください。

●継続後の特約と保険料について

- ・継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用され、被保険者の型が本人型または配偶者型の場合の継続後の特約の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢、ご職業、保険料率によって計算されます。
- ・被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、継続前の特約の保険期間中に、被保険者のご職業が変更されたことについてご連絡がなかった場合で、継続後の特約の保険料を変更する必要があるときには、つぎのとおりお取扱いします。

- (1) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低い場合には、所定の方法で、給付金額などを改めます。(すでに給付金などの支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金などの支払額を削減します。)
- (2) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも高い場合には、所定の方法で、実際の被保険者のご職業にもとづいて特約の保険料を改めます。

- ・ 継続前の特約の保険期間と継続後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・ 給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、継続前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

● 特約の継続を希望しない場合

- ・ 特約の継続を希望しない場合には、特約の保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

● 特約の復活について

- ・ ご契約が失効した場合、この特約は復活することはできません。

不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
(ただし、除外する事故(※)もあります。)

● 急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

● 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none">・ 交通事故・ 不慮の転落・転倒・ 不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死)・ 窒息・ 不慮の中毒(一酸化炭素中毒)	<ul style="list-style-type: none">・ 高山病・ 乗物酔い・ 過度の運動による骨折や捻挫・ 熱中症(日射病・熱射病)

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	① 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ② 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③ 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

●支払事由に該当しない場合

- ・つぎのような場合は、給付金などの支払事由に該当しません。
 - (1) 責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより通院などをしたとき
 - (2) 病院・診療所以外の施設(老人保健施設など)に通院などをしたとき
 - (3) 治療を直接の目的としない通院をしたとき(美容整形・人間ドック等)
 - (4) 医学的な観点から通院の必要性が認められないとき
 - (5) 薬剤の受取のみの通院をしたとき
 - (6) 約款に定める通院などの要件を満たさないとき

●免責事由に該当した場合

- ・つぎのいずれかにより給付金などの支払事由に該当した場合
 - (1) 契約者または当該被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失(災害死亡保険金)
 - (3) 当該被保険者の犯罪行為
 - (4) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (5) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (6) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (7) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (8) 原因のいかなを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの(災害通院給付金)
 - (9) 巻末の別表35に定める所定の運動中の事故
 - (10) 巻末の別表36に定める所定の乗用具などによる競技、競争、興行、試運転中の事故
 - (11) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
- ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

●告知義務違反による解除の場合

●保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

●重大事由による解除の場合

 詳しくは、主契約の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- ・ 給付金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱に違いが生じることがあります。

● 支払事由に該当しない場合

〈特定損傷給付金〉（巻末の別表39に定める特定損傷）

お支払いする場合	○	解 説
被保険者が、不慮の事故により骨を骨折し、治療を受けた場合		お支払の対象となる特定損傷はあらかじめ定められています。軟骨は「骨」ではありませんので、巻末の別表39中の「骨折」にはあたらないことから、特定損傷給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合	×	
被保険者が、不慮の事故により軟骨を損傷し、治療を受けた場合		

● 免責事由に該当しない場合

〈災害死亡保険金〉

お支払いする場合	○	解 説
〈軽度の酒酔い状態での事故〉 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡した場合		保険金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、保険金をお支払いできません。
お支払いできない場合	×	
〈泥酔の状態を原因とする事故〉 泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡した場合		被保険者の泥酔の状態を原因とする場合は免責事由に該当するため保険金をお支払いできません。

お申込にあたって

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。
(当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例)
 - ・ご契約の復活
 - ・特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)

- ・お申込者またはご契約者（以下、「お申込者など」といいます。）は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下、「お申込の撤回等」といいます。）をすることができます。
- ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお申込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)
- ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）のお払込の日のいずれか遅い日（第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日)
- ・お申込の撤回等をした場合には、お申込みいただいた金額をお返しします。
- ・お申込の撤回等を書面などで発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回等の効力は生じません。ただし、お申込の撤回等を書面などで発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- ・つぎの場合には、お申込の撤回等のお取扱ができません。
 - *当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - *すでに契約したご契約の内容を変更する場合
- ご連絡方法
- ・お申込の撤回等は、上記の期限内に郵便（**8日以内**の消印有効）または当社ホームページ〔<https://www.aflac.co.jp/>〕より当社あてに発信してください。
- ・書面（ハガキ、便箋）の場合には、お申込の撤回等の意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

告知と告知義務について

●ご契約者や被保険者の告知について

- ・ご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねいたします。

●告知義務について

- ・ご契約者や被保険者にはご職業などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、ご職業、他の傷害保険のご契約の有無、過去にご請求または受領された給付金など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- ・被保険者のご職業などによっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてご通知します。

●告知受領権について

- ・告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

●ご契約の内容の確認について

- ・当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

●「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- 告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、所定の期間内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

*ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。

- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- 上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる所定の期間を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

ご注意

特約の解除に関する所定の期間はつぎのとおりです。

- ・がん保険〔2000〕に付加した場合
特約の保険期間の始期から2年
- ・がん保険〔2000〕以外のがん保険に付加した場合
特約の契約日から2年

特約を中途付加した場合の特約の契約日および保障の開始について

●特約の契約日

- ・特約を主契約に中途付加して締結する際に、契約者が指定した月の主契約の契約応当日（半年払契約・年払契約の場合は半年単位・年単位の契約応当日。また、応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。）を特約の契約日といたします。

●特約保険料の払込

- ・特約の第1回保険料は、主契約の保険料の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

●保障の開始

- ・当社が、ご契約上の保障を開始する時期（日）を、責任開始期（日）といたします。ご契約を当社がお引受することを承諾した場合の責任開始期（日）は、「第1回保険料のお払込が完了した時と特約の契約日のいずれか早い時」とし、その時から保障を開始します。

●特約の契約日と保障の開始の例（月払の場合）

1. 勤務先などの団体や集団を通じて払込む方法（例）

〈がん保険〔2000〕に付加した場合〉

- ・契約応当日が1日で、1月20日に特約の中途付加をお申し込んだ場合

- ・特約の契約日:既にご契約のがん保険の月単位の契約応当日

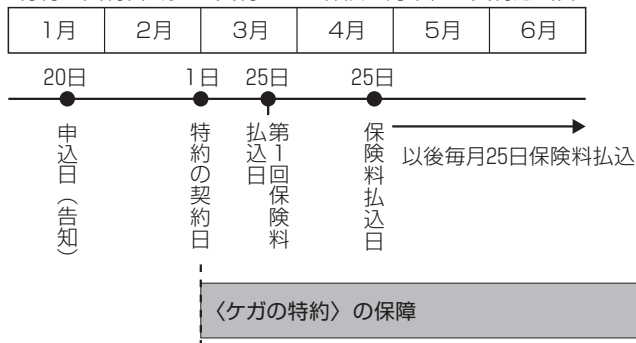
1月	2月	3月	4月	5月	6月
----	----	----	----	----	----



〈ケガの特約〉の保障

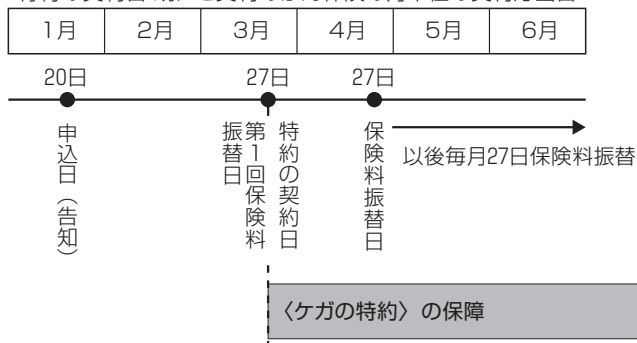
〈がん保険〔2000〕以外のがん保険に付加した場合〉

- ・契約応当日が1日で、1月20日に特約の中途付加をお申し込んだ場合
- ・特約の契約日:既にご契約のがん保険の月単位の契約応当日



2. 口座振替で払込む方法 (例)

- ・契約応当日が27日で、1月20日に特約の中途付加をお申し込んだ場合
- ・特約の契約日:既にご契約のがん保険の月単位の契約応当日



ご注意

上記の特約の契約日の説明は代表例であり、保険料のお払込方法(経路)などによっては上記にあてはまらない場合がありますので、ご注意ください。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひお続けください。

●解約払戻金について

- ・この保険には、解約払戻金はありません。

特約の消滅など

●特約の消滅について

- ・つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

(1) 被保険者の型が本人型の場合

- ① ご本人が死亡したとき
- ② 主契約が解約などにより消滅したとき

(2) 被保険者の型が配偶者型の場合

- ① 配偶者が死亡したとき
- ② 離婚などにより配偶者についての被保険者の資格がなくなったとき
- ③ 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
- ④ 主契約が解約などにより消滅したとき

(3) 被保険者の型が子型の場合

- ① 主契約に付加されている「子供特約」が解約などにより消滅したとき
- ② 主契約が家族契約から個人契約に変更され、変更後の主契約に「子供特約」が付加されなかったとき
- ③ 主契約が解約などにより消滅したとき

- ・本人型とあわせて配偶者型または子型の特約をご契約している場合で、ご本人が死亡したときは、つぎのとおりとなります。

(1) 配偶者型の特約は、そのまま続けられます。この場合、配偶者型の特約についての保険料を、従来どおりお払いただくことが必要です。

(2) 子型の特約については保険料のお払込が免除され、当初定めた保険期間が満了するまで続きます。

●配偶者、お子さまの被保険者の資格について

- ・ つぎのいずれかに該当した場合には、その時から被保険者の資格がなくなります。

- (1) 主契約の主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡による場合を除きます。
- (2) お子さまが満23歳になったとき

ご注意
すべてのお子さまについて被保険者の資格がなくなった場合には、子型の特約の解約をご請求ください。解約のご請求がない場合は、子型の特約はそのまま続きますのでご注意ください。

●主契約が無効とされた場合の特約のお取扱

- ・ 主契約の責任開始日の前日以前に〈がん〉と診断確定されていたことにより主契約が無効とされた場合には、特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があったものとします。ただし、特約が告知義務違反などにより解除される場合を除きます。

その他生命保険に関するお知らせ

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加(以下、「保険契約など」といいます。)のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかった場合には、その登録事項は消去されません。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などのご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする以外には使用しません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

- ・当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コールセンターにお問い合わせください。

- | |
|---|
| ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合 |
| イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合 |
| ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合 |
| エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合 |
| オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 |

〈登録事項について〉

- ・つぎの事項が登録されます。

- | |
|--|
| (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします） |
| (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額 |
| (3) 入院給付金の種類および日額 |
| (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日 |
| (5) 取扱会社名 |

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ・「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、（一社）生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.aflac.co.jp/home_keiyaku.html) をご確認ください。

●「支払査定時照会制度」について

- ・ 当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。

相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・ つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に係る事項は除きます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)(2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。)(3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法 |
|---|

- ・相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または消去を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 |
|---|

- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社) 生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ・「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.aflac.co.jp/home_satei.html) をご確認ください。

●MEMO

●MEMO

約款・特約条項

<ご注意>

「ケガの特約」について

- ・このプランでは、第6条<特約の給付の種類、特約給付金等および特約給付金額等の指定>における「この特約において支払う特約給付金等」として、「特定損傷給付金」、「災害通院給付金」および「災害死亡保険金」があらかじめ指定されています。（ただし、特約の被保険者の型が「子型」である場合については、「災害死亡保険金」は指定されておられません。）
したがって、「災害入院給付金」、「災害入院一時金」、「災害手術給付金」および「障害給付金」の保障はなく、「子型」については「災害死亡保険金」の保障もありません。

傷害特約〔がん保険〕

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に特定損傷給付金を、不慮の事故による傷害により所定の入院、手術、通院をした場合に災害入院給付金、災害入院一時金、災害手術給付金、災害通院給付金を、不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態に該当した場合に障害給付金を、不慮の事故または所定の感染症により死亡した場合に災害死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。また、子型を指定する場合は、主契約が家族契約であるかまたは主契約に子供特約が付加されていることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）
(3) 子型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されている生後15日以上満23歳未満の者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されていた者で、この特約の締結時まで婚姻をしていない生後15日以上満23歳未満の者を含みます。以下、「子」といいます。） ただし、会社が告知書にもとづく選択上、引き受けられないと認めた子があつた場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

第3条＜特約の被保険者の資格の得喪＞

- 1 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) この特約の締結時に前条第3号に該当している者は、この特約の締結時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
 - (2) この特約の締結後に前条第3号に該当することになった者がある場合には、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。会社が承諾した場合には、必要書類を提出した時からこの特約の被保険者の資格を得るものとし、会社は、その資格を得た時か、第1条<特約の締結および責任開始期>第2項に定める責任開始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。
 - (3) この特約の締結後に新たに出生した子については、前号の規定にかかわらず、出生日よりその日を含めて2週間を経過した日の翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を得るものとし、会社は、その資格を得た時か、第1条<特約の締結および責任開始期>第2項に定める責任開始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。
 - (4) この特約の締結後につぎのいずれかに該当したときは、該当した時から当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失います。
 - ① 主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
 - ② 満23歳になったとき

第4条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約を除き、この特約の保険料も前納とします。
 - (2) 月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未經過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第5条<不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義>

- 1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の

- 事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者にとって予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
 - (3) 外来
傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
 - 3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。
 - 4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。
 - (2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。
 - (3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。
 - (4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。
 - (5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。
 - (6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。
 - (7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渇は除きます。
 - (8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第6条<特約の給付の種類、特約給付金等および特約給付金額等の指定>

- 1 この特約の給付の種類は、つぎのとおりとします。
 - (1) 特定損傷給付金
 - (2) 災害入院給付金
 - (3) 災害入院一時金
 - (4) 災害手術給付金
 - (5) 災害通院給付金
 - (6) 障害給付金
 - (7) 災害死亡保険金(以下、「特定損傷給付金」、「災害入院給付金」、「災害入院一時金」、「災害手術給付金」、「災害通院給付金」、「障害給付金」を総称して「特約給付金」と、「特約給付金」と「災害死亡保険金」をあわせて「特約給付金等」といいます。)
- 2 保険契約者は、この特約の締結の際、前項第1号から第7号の全部

または一部のうち、会社の定める範囲でこの特約において支払う特約給付金等を指定してください。この場合、障害給付金を指定した保険契約者は、災害死亡保険金を必ず指定することを要します。

- 3 前項において災害入院給付金を指定した保険契約者は、この特約の締結の際、同一の不慮の事故による入院についての支払限度の日数（以下、「入院支払限度日数」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 4 第2項において災害通院給付金を指定した保険契約者は、この特約の締結の際、同一の不慮の事故による通院についての支払限度の日数（以下、「通院支払限度日数」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 5 前3項において指定された特約給付金等、入院支払限度日数および通院支払限度日数は、変更することができません。
- 6 第7条<特約給付金等の支払>の規定にかかわらず、第2項において指定されなかった特約給付金等の支払はありません。
- 7 保険契約者は、この特約の締結の際、第2項において指定した特約給付金等により、特定損傷給付金額、災害入院給付金日額、災害入院一時金額、基準災害手術給付金額、災害通院給付金日額、基準障害給付金額、災害死亡保険金額（以下、総称して「特約給付金額等」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。ただし、第2項において障害給付金を指定した場合には、基準障害給付金額は災害死亡保険金額以下とします。

特約給付金等	特約給付金額等
特定損傷給付金	特定損傷給付金額
災害入院給付金	災害入院給付金日額
災害入院一時金	災害入院一時金額
災害手術給付金	基準災害手術給付金額
災害通院給付金	災害通院給付金日額
障害給付金	基準障害給付金額
災害死亡保険金	災害死亡保険金額

第7条<特約給付金等の支払>

- 1 特約給付金等の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特定損傷給付金

<p>特約給付金等を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）</p>	<p>この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満了治療を受けたとき</p> <p>①責任開始期（この特約の締結後に第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第2項第2号および第3号の規定により、この特約の被保険者となった者については、当該被保険者の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故による別表39に定める特定損傷（以下、「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療</p> <p>②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた治療</p> <p>③別表21-2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における治療</p>
--------------------------------------	--

支払額	特定損傷給付金額
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者
支払事由に該当しても特約給付金等を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	<p>この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②当該被保険者の犯罪行為</p> <p>③当該被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦当該被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑧当該被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨地震、噴火または津波</p> <p>⑩戦争その他の変乱</p>

(2) 災害入院給付金

支払事由	<p>この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院</p> <p>②不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院</p> <p>③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院</p> <p>④別表21-2に定める病院または診療所における別表22-2に定める入院</p>
支払額	入院1日あたり、災害入院給付金日額（入院中に災害入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害入院給付金日額とします。）
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者
免責事由	<p>この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②当該被保険者の犯罪行為</p> <p>③当該被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦原因のいかに問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの</p>

	<p>⑧当該被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨当該被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故</p> <p>⑩地震、噴火または津波</p> <p>⑪戦争その他の変乱</p>
--	---

(3) 災害入院一時金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院をしたとき
支払額	災害入院一時金額
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

(4) 災害手術給付金

支払事由	<p>この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする手術</p> <p>②不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術</p> <p>③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術</p> <p>④別表21-2に定める病院または診療所における手術</p> <p>⑤別表26-3に定めるいずれかの手術</p>
支払額	基準災害手術給付金額×別表26-3に定める給付倍率
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者
免責事由	<p>この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②当該被保険者の犯罪行為</p> <p>③当該被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦当該被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑧当該被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨地震、噴火または津波</p>

	⑩戦争その他の変乱
--	-----------

(5) 災害通院給付金

支払事由	<p>この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす通院をしたとき</p> <p>①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする通院。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院を除きます。</p> <p>②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間（以下、「通院期間」といいます。）に行われた通院</p> <p>③別表21-2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みません。）への通院</p> <p>④別表23-2に定める通院</p>
支払額	<p>通院1日あたり、災害通院給付金日額（通院期間中に災害通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害通院給付金日額とします。）</p>
受取人	<p>支払事由に該当したこの特約の被保険者</p>
免責事由	<p>この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②当該被保険者の犯罪行為</p> <p>③当該被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑧当該被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨当該被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故</p> <p>⑩地震、噴火または津波</p> <p>⑪戦争その他の変乱</p>

(6) 障害給付金

支払事由	<p>この特約の被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に、別表7に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき</p>
------	--

支払額	基準障害給付金額にその身体障害状態が該当する種目に対応する別表7に定める給付割合を乗じて得た金額
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者
免責事由	この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または当該被保険者の故意または重大な過失 ②当該被保険者の犯罪行為 ③当該被保険者の精神障害を原因とする事故 ④当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦当該被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故 ⑧当該被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故 ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱

(7) 災害死亡保険金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害死亡保険金額
受取人	第2項に定める受取人
免責事由	この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、当該被保険者または災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ②当該被保険者の犯罪行為 ③当該被保険者の精神障害を原因とする事故 ④当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦当該被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故 ⑧当該被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含

	みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)を行っている間に生じた事故 ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱
--	---

- 2 災害死亡保険金の受取人は、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人(指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人)
 - (2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人(指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人)
 - (3) この特約の被保険者の型が子型の場合
主契約の第1被保険者。ただし、主契約の第1被保険者が死亡した時以後の災害死亡保険金の受取人は、災害死亡保険金の支払事由に該当したこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人としてします。これにより災害死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合には、その受取割合は均等とします。
- 3 特約給付金が支払われる前に支払事由に該当したこの特約の被保険者が死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
 - (2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
 - (3) この特約の被保険者の型が子型の場合
会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者に支払います。ただし、主契約の第1被保険者がすでに死亡している場合を除きます。
- 4 この特約の被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金等の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金等を全額または削減して支払うことがあります。
- 5 特約給付金の受取人は第34条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>および第36条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>第2号を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第8条<特定損傷給付金の支払に関する補則>

この特約の同一の被保険者についての特定損傷給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 特定損傷給付金の支払は、同一の不慮の事故による特定損傷につき1回を限度とします。
- (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、10回とします。

第9条<災害入院給付金の支払に関する補則>

- 1 この特約の同一の被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金を支払います。
- 2 この特約の被保険者が、災害入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中につきの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している当該被保険者の入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項または第2項第4号の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
 - (3) 第24条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項の規定により、この特約が消滅したとき
- 3 この特約の同一の被保険者が、災害入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合でも、主契約の入院給付金が支払われる日については、第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、災害入院給付金は支払いません。
- 4 この特約の同一の被保険者についての災害入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 同一の不慮の事故による入院についての支払日数（災害入院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、第6条<特約の給付の種類、特約給付金等および特約給付金額等の指定>第3項において指定された入院支払限度日数をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して1,095日とします。

第10条<災害入院一時金の支払に関する補則>

- 1 災害入院一時金の支払は、同一の不慮の事故による入院につき1回を限度とします。
- 2 前条第1項の場合、異なる不慮の事故に対する災害入院一時金は支払いません。

第11条<災害手術給付金の支払に関する補則>

この特約の同一の被保険者が、時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、別表26-3に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ災害手術給付金を支払います。

第12条<災害通院給付金の支払に関する補則>

- 1 この特約の同一の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 2 この特約の同一の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
 - (1) 災害入院給付金が支払われる日

- (2) 主契約の入院給付金が支払われる日
- 3 この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その当該被保険者の通院を、この特約の有効中の通院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項または第2項第4号の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
- (3) 第24条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項の規定により、この特約が消滅したとき
- 4 この特約の同一の被保険者についての災害通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 同一の不慮の事故による通院についての支払日数（災害通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、第6条<特約の給付の種類、特約給付金等および特約給付金額等の指定>第4項において指定された通院支払限度日数をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して180日とします。

第13条<障害給付金の支払に関する補則>

- 1 障害給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ、各被保険者について、その給付割合を通算して100%をもって限度とします。
- 2 この特約の保険期間満了の日において、身体障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために障害給付金が支払われない場合で、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了の日に身体障害状態に該当したものとみなして障害給付金を支払います。

第14条<災害死亡保険金の支払に関する補則>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、災害死亡保険金の受取人が2人以上いるときの災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 2 災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、基準障害給付金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害死亡保険金額から差し引きます。
- (1) 当該被保険者について、災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 当該被保険者について、災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 3 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に、当該被保険者について、災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 この特約の被保険者が不慮の事故による傷害を受けて死亡した場合であっても、その主たる原因が当該被保険者のかかっていた疾病または当該被保険者の体質的要因であったときには、不慮の事故による傷害を直接の原因としたものとしては取り扱わず、災害死亡保険金を支払いません。

5 災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失によりこの特約の被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の災害死亡保険金の受取人に支払います。

第15条<特約の保険料の払込免除>

1 この特約の被保険者の型が子型の場合で、責任開始期以後のこの特約の保険料払込期間中につきの各号のすべてに該当したときには、この特約は当初定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主契約の第1被保険者が死亡していること

(2) 子が生存していること

2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第16条<特約給付金等または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金等または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第17条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第18条<特約の被保険者の職業の変更等>

この特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、この特約の被保険者が、保険契約申込書に記載された職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したとき（職業に就いていないこの特約の被保険者が新たな職業に就いたとき、および保険契約申込書に記載された職業に就いていたこの特約の被保険者がその職業を辞めたときを含みます。）には、保険契約者、主契約の第1被保険者またはこの特約の被保険者は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨を会社に通知してください。

第19条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または被保険者資格の申込に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第20条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第21条<特約の解約>

1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。

2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第22条<特約給付金額等の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向って特約給付金額等を減額することができません。ただし、会社は、減額後の特約給付金額等が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 前項の規定により特約給付金額等の減額が行われた場合で、特定損傷給付金額、災害入院給付金日額、災害入院一時金額、基準災害手術給付金額、災害通院給付金日額、基準障害給付金額および災害死亡保険金額の全部または一部が会社の定める限度をこえたときには、特定損傷給付金額、災害入院給付金日額、災害入院一時金額、基準災害手術給付金額、災害通院給付金日額、基準障害給付金額および災害死亡保険金額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額等を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第23条<特約の消滅>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項の規定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約に付加されている子供特約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が個人契約から家族契約に変更されたことにより子供特約が消滅した場合を除きます。
 - (2) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき。ただし、変更後の主契約に子供特約が付加されている場合を除きます。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、第15条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除される場合を除きます。
- 4 この特約の被保険者の型が子型の場合、この特約のすべての被保険者が第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第2項第4号の規定に該当したときは、保険契約者は、この特約の解約を請求することができます。請求がないときは、この特約は継続しているものとします。

第24条<主契約の責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、この特約は同時に消滅し、消滅時まで効力があつたものとします。この場合、第15条<特約の保険料の払込免除>の規定は適用しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
 - (1) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除されるとき

- (2) 主約款の詐欺による取消または不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消または無効とされるとき

第25条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第26条<職業の誤りの処理>

この特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）に誤りがあり、この特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料が、実際のこの特約の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
会社の定めた方法で、第6条<特約の給付の種類、特約給付金等および特約給付金額等の指定>第7項において指定された特約給付金額等を改めます。また、すでに特約給付金等の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金等の支払額を削減します。
- (2) この特約の保険料が、実際のこの特約の被保険者の職業による保険料よりも高い場合
会社の定めた方法で、実際のこの特約の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

第27条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第28条<特約を継続する場合の取扱>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、会社が承諾した場合に限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に継続されるものとし、この日を継続日とします。
- 2 会社がこの特約の継続を承諾した場合には、継続通知書の発行をもって承諾通知に代えます。また、旧保険証券と継続通知書をもって新保険証券に代えます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の継続を取り扱いません。
- (1) 継続後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の年齢とします。）が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 継続後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- (3) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知したとき
- (4) 第15条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除されているとき
- (5) この特約の保険期間満了の日の翌日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 4 継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。

- 5 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して継続することがあります。
- 6 この特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合には、継続後のこの特約の保険料は、継続日におけるこの特約の被保険者の年齢および職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）によって計算します。
- 7 この特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合で、継続前のこの特約の保険期間（継続が2回以上行われた場合は、すべての継続前のこの特約の保険期間とします。）中に、保険契約者、主契約の第1被保険者およびこの特約の被保険者のいずれもが第18条<特約の被保険者の職業の変更等>の規定に定める通知を怠っていたときで、この特約の被保険者の職業の変更（職業に就いていないこの特約の被保険者が新たな職業に就いたとき、およびこの特約の被保険者が保険契約申込書に記載された職業または会社に通知した職業を辞めたときを含みます。）により継続後のこの特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 継続後のこの特約の保険料が、実際のこの特約の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
会社の定めた方法で、第6条<特約の給付の種類、特約給付金等および特約給付金額等の指定>第7項において指定された特約給付金額等を改めます。また、すでに特約給付金等の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金等の支払額を削減します。
 - (2) 継続後のこの特約の保険料が、実際のこの特約の被保険者の職業による保険料よりも高い場合
会社の定めた方法で、実際のこの特約の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。
- 8 継続するこの特約の第1回保険料は、継続日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 9 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の継続はなかったものとし、この特約は継続前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 10 第7条<特約給付金等の支払>、第8条<特定損傷給付金の支払に関する補則>、第9条<災害入院給付金の支払に関する補則>、第10条<災害入院一時金の支払に関する補則>、第12条<災害通院給付金の支払に関する補則>、第13条<障害給付金の支払に関する補則>、第14条<災害死亡保険金の支払に関する補則>および第19条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱います。
- 11 継続後のこの特約には、継続日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 12 継続後の特約給付金額等は、特約給付金額等が会社の定める範囲で変更される場合を除き、継続前の特約給付金額等と同額とします。
- 13 第3項第5号の規定によりこの特約が継続されず、かつ、第3項第1号から第4号のいずれの規定にも該当しないときは、会社が承諾した場合に限り、本条の継続の取扱いに準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を継続時に締結します。この場合、第10項の規定を準用し、継続時に締結する他の特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱います。

第29条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 災害死亡保険金の金額
 - (5) この特約の契約日
 - (6) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、この特約の契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは継続日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が継続されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第32条<中途付加する場合の特則>の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の契約日から5年間（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞ

れ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第30条<管轄裁判所>

特約給付金等またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第31条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第32条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条<特約の締結および責任開始期>第3項の規定にかかわらず、「この特約の契約日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間に特約給付金等の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第33条<災害手術給付金および災害死亡保険金が指定されていない>

い場合の特則>

第6条<特約の給付の種類、特約給付金等および特約給付金額等の指定>第2項において、災害手術給付金および災害死亡保険金のいずれもが指定されていない場合は、第23条<特約の消滅>第1項および第2項に定めるほか、つぎの各号のすべての事由（指定されていない特約給付金についての事由を除きます。）に該当したときに、この特約は同時に消滅します。ただし、この特約の被保険者の型が子型の場合を除きます。

- (1) 特定損傷給付金の支払回数が第8条<特定損傷給付金の支払に関する補則>第2号に定める通算支払限度に達したとき
- (2) 災害入院給付金の支払日数が第9条<災害入院給付金の支払に関する補則>第4項第2号に定める通算支払限度に達したとき
- (3) 災害通院給付金の支払日数が第12条<災害通院給付金の支払に関する補則>第4項第2号に定める通算支払限度に達したとき

第34条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- (2) 第7条<特約給付金等の支払>第2項第3号の規定にかかわらず、保険契約者を災害死亡保険金の受取人とします。
- (3) 第7条<特約給付金等の支払>第3項第3号の規定は適用しません。

第35条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>

主契約に子供特約が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が子型のときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第9条<災害入院給付金の支払に関する補則>第3項および第12条<災害通院給付金の支払に関する補則>第2項第2号中、「主契約の入院給付金が支払われる日」とあるのを「子供特約の入院給付金（特約入院給付金を含みます。）が支払われる日」と読み替えます。
- (2) 第24条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項中、「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合」とあるのを「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合（子供特約の特約条項の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により子供特約が無効とされた場合を含みます。）」と読み替えます。なお、第9条<災害入院給付金の支払に関する補則>第2項第3号および第12条<災害通院給付金の支払に関する補則>第3項第3号については、本号の規定を準用します。
- (3) 第28条<特約を継続する場合の取扱>第3項に定めるほか、更新後の主契約に子供特約が付加されていないときは、この特約の継続を取り扱いません。

第36条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>、第3条<

特約の被保険者の資格の得喪>第1項および第2項第4号、第7条<特約給付金等の支払>第2項第1号、第2項第3号、第3項第1号および第3項第3号、第15条<特約の保険料の払込免除>第1項第1号、第18条<特約の被保険者の職業の変更等>、第19条<告知義務および告知義務違反による解除>ならびに第28条<特約を継続する場合の取扱>第3項第1号および第7項中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

- (2) 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合（主契約が家族契約のときには、保険契約者が主契約のすべての被保険者の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合）には、つぎのとおりとします。
 - ① 第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
 - ② 第7条<特約給付金等の支払>第2項第3号の規定にかかわらず、保険契約者を災害死亡保険金の受取人とします。
 - ③ 第7条<特約給付金等の支払>第3項第3号の規定は適用しません。
- (3) 第7条<特約給付金等の支払>第2項第2号および第3項第2号中、「主契約の第2被保険者」とあるのを「主契約の従たる被保険者」と読み替えます。
- (4) 第15条<特約の保険料の払込免除>第1項中、「責任開始期以後」とあるのを「この特約の契約日以後」と読み替えます。
- (5) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

第37条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 被保険者に施された医療行為
「被保険者に施された医療行為」には、疾病、傷害に対するもののほか、美容上の処置、妊娠・出産・流産に対する処置、治療処置を伴わない健康診断、予防接種、疾病を直接の原因としない避妊手術など疾病、傷害の診断・治療を目的としないものを含みます。
- (2) 治療を目的とする入院
「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置などのための入院は該当しません。
- (3) 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術などは該当しません。
- (4) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとし、ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条<指定口座または提携金融機関等の変更>

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条<特約の適用>第2項に該当しなくなったとき

第8条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(本号において「保険期間の始期」といいます。)の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日(本号において「保険期間の始期」といいます。)の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日(本号において「保険期間の始期」といいます。)の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条く給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

別 表

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

< 傷害特約 [がん保険] >

1. 特約給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 特定損傷給付金 ・ 災害入院給付金 ・ 災害入院一時金 ・ 災害手術給付金 ・ 災害通院給付金 ・ 障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（災害入院給付金、災害入院一時金の場合） ・ 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（災害手術給付金の場合） ・ 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（災害通院給付金の場合） ・ この特約の被保険者の型が本人型の場合は、当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合は、当該被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ この特約の被保険者の型が本人型の場合は、当該被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合は、当該被保険者の戸籍抄本 ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 主契約の第1被保険者の住民票（ただし、主契約ががん保険 [昭和49年10月制定]、新がん保険またはがん定期保険の場合は、主契約の主たる被保険者の住民票。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 保険証券

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の被保険者資格の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の当該被保険者の申込書 ・当該被保険者についての会社所定の告知書 ・当該被保険者の戸籍抄本 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額等の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
職業の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険証券

別表21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める医療施設（介護療養型医療施設など）を除きます。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表22-2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表23-2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表21-2に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診を含みます。）

別表26-3 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm 2 未満は除く。）	2
2. 乳房切断術	2
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	2
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	2
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	2
6. 鼻骨観血手術	1
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	2
8. 脊椎・骨盤観血手術	2
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	1
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	2
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	2
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	1
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	1
§ 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	1
15. 喉頭全摘除術	2
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	2
17. 胸郭形成術	2
18. 縦隔腫瘍摘出術	4
§ 循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	2
20. 静脈瘤根本手術（一連の手術に対し1回の給付を限度とする。）	1
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	4
22. 心膜切開・縫合術	2
23. 直視下心臓内手術	4
24. 体内用ペースメーカー埋込術	2
25. 脾摘除術	2
§ 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	2
27. 顎下腺腫瘍摘出術	1
28. 食道離断術	4
29. 胃切除術	4
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	2
31. 腹膜炎手術	2
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	2
33. ヘルニア根本手術	1
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	1

手術の種類	給付倍率
35. 直腸脱根本手術	2
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	2
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	1
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	4
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
42. 陰茎切断術	4
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	2
44. 陰嚢水腫根本手術	1
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	4
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	1
47. 帝王切開娩出術	1
48. 子宮外妊娠手術	2
49. 子宮脱・膣脱手術	2
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	2
51. 卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	2
52. その他の卵管・卵巢手術	1
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	4
54. 甲状腺手術	2
55. 副腎全摘除術	2
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	4
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	2
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	4
59. 脊髄硬膜内外観血手術	2
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	1
61. 涙小管形成術	1
62. 涙嚢鼻腔吻合術	1
63. 結膜嚢形成術	1
64. 角膜移植術	1
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	1
66. 虹彩前後癒着剥離術	1
67. 緑内障観血手術	2
68. 白内障・水晶体観血手術	2
69. 硝子体観血手術	1
70. 網膜剥離症手術	1
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（近視または乱視の矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
72. 眼球摘除術・組織充填術	2

手術の種類	給付倍率
73. 眼窩腫瘍摘出術	2
74. 眼筋移植術	1
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	2
76. 乳様洞削開術	1
77. 中耳根本手術	2
78. 内耳観血手術	2
79. 聴神経腫瘍摘出術	4
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	4
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	2
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	2
84. 上記以外の開胸術	2
85. 上記以外の開腹術	1
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	2
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1

（注）上記のうち、不慮の事故を直接の原因とする手術が対象となります。

別表35 免責事由に該当する運動等

つぎのいずれかに該当する運動等をいいます。

1. 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
2. リュージュ
3. ポブスレー
4. スカイダイビング
5. ハンググライダー搭乗
6. 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
7. ジャイロプレーン搭乗
8. その他これらに類する危険な運動

別表36 免責事由に該当する乗用具等

つぎのいずれかに該当する乗用具等をいいます。

1. 自動車（オートバイを含みます。）
2. 原動機付自転車
3. モーターボート（水上オートバイを含みます。）
4. ゴーカート
5. スノーモービル
6. その他これらに類する乗用具

別表39 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

<備考>

〔別表39 特定損傷〕について

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折（特発性骨折を含みます。）を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復的脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版 準拠)」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 4

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)である感染症をいいます。)は、「対象となる感染症」に含めます。

2022年10月作成

募集代理店

Aflac



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問合せ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95